



白馬村公告第 11 号

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 2 3 日

白馬村長 丸山 俊郎



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所 長野県北安曇郡白馬村大字北城 7 0 2 5
白馬村役場農政課、白馬村ホームページ
- 3 本公告により、白馬村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

- 1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。